

3 適正化事業について

土地改良施設維持管理適正化事業は、土地改良施設の機能保持のために行う「整備補修事業」や、施設管理の省エネ化・省力化を図るために行う「防災減災機能等強化事業」などのメニューがあります。

◇整備補修事業

(1) 整備補修事業とは

土地改良施設の機能低下の防止、機能回復等のため、定期的に行う必要のあるポンプ・モーターのオーバーホール、ゲートの塗装、用排水路の補修、機械等の部品交換、その他の整備補修に対して助成が受けられる制度です。

この事業の仕組みは、一般的な補助事業とは異なり、5年間均等に事業費を積み立て、決められた年度に整備補修を実施します。

(2) 加入対象施設

- ・ 団体営規模以上の土地改良事業により造成された土地改良施設であること。
 - ・ 1施設当たりの整備補修費が、**200万円以上**であること。
- なお、県土連の施設診断を受けることが必須となります。

(3) 事業費負担と助成の流れ

事業費拠出金

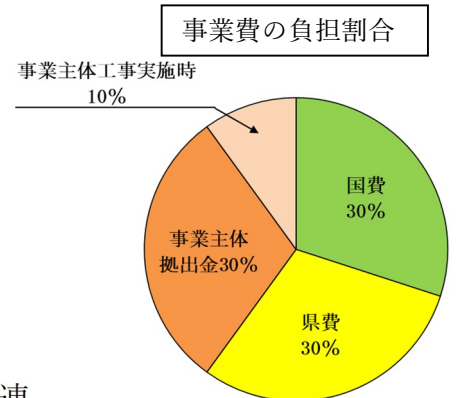
事業主体は、5年間で加入事業費の**30%**を拠出金として負担します。

単年度の負担は**6%**となります。(30% ÷ 5年)

工事实施時

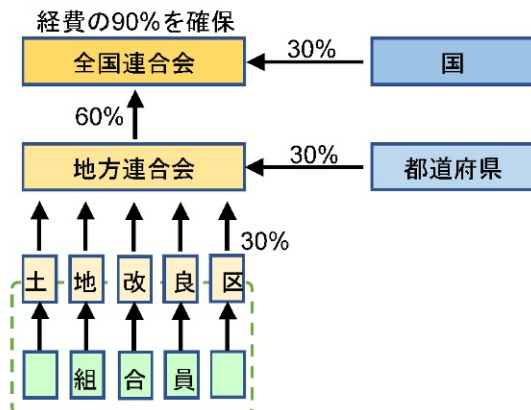
工事を実施する年度に加入事業費の**90%**の額が、全土連から県土連を通じて**事業主体に交付**されます。残りの**10%**に相当する額は、事業主体が調達することになりますが、(株)日本政策金融公庫から融資を受けることができます。

※事業費拠出金とは別に、事務費として加入事業費の**1.5%**を5年間で負担していただきます。単年度の負担は**0.3%**となります。(1.5% ÷ 5年)

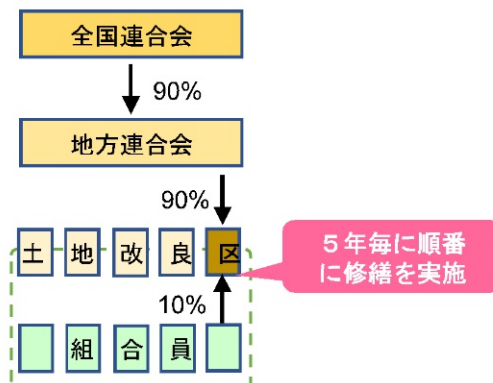


(4) 整備補修事業の仕組み

<事業費の流れ>



<事業実施の流れ>



◇防災減災機能等強化事業

(1) 防災減災機能等強化事業とは

土地改良施設の防災・減災機能の強化、再生可能エネルギー利用及び、施設管理の省エネ化や省力化を図るため、ため池や揚排水機場等の整備、高効率モーターへの更新、再生可能エネルギーによる発電・充電・給電設備の整備、遠隔制御機器の導入等に対して助成が受けられる制度です。

整備補修事業と同様、5年間均等に事業費を積み立てますが、全土連が1年目に事業費の50%（地方負担相当額）を財政融資資金から借入することにより、任意の年度に事業実施できます。

(2) 加入対象施設

- ・ 団体営規模以上の土地改良事業により造成された土地改良施設であること。
- ・ 1施設当たりの整備補修費が、100万円以上であること。

(3) 事業費負担と助成の流れ

事業費拠出金

事業主体は、5年間で加入事業費の30%を拠出金として負担します。

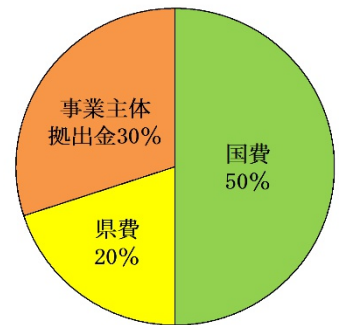
単年度の負担は6%となります。(30% ÷ 5年)

工事实施時

工事を実施する年度に加入事業費の100%の額が、全土連から県土連を通じて事業主体に交付されます。

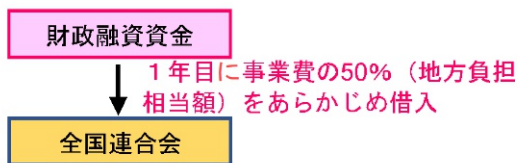
※事業費拠出金とは別に、事務費として加入事業費の1.5%を5年間で負担していただきます。単年度の負担は0.3%となります。(1.5% ÷ 5年)

事業費の負担割合

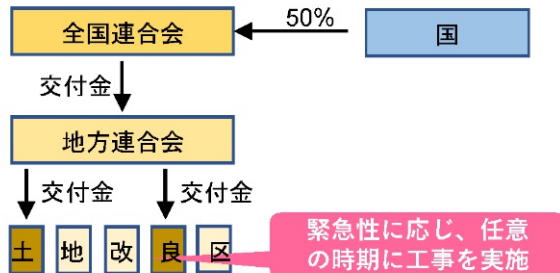


(4) 防災減災機能等強化事業の仕組み

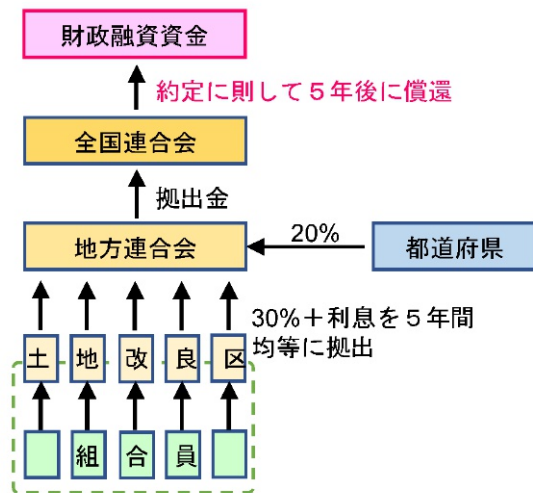
<財融借入>



<事業実施の流れ>

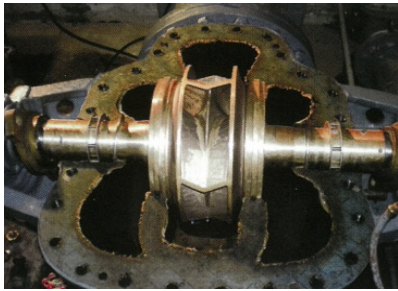


<財融償還の流れ>



整備補修事業の例

- ◆ 揚排水機場
 - ・ 揚排水機や原動機の分解、補修等



【回転体の交換】

- ◆ ダム、頭首工及び樋（水）門
 - ・ 門扉、開閉装置の塗装、補修等



【ゲートの分解整備補修】

防災減災機能等強化学業の例

- ◆ 防災・減災機能の強化



【ため池護岸の整備】



【樋門開閉機の電動化】

- ◆ 施設管理の省エネ化



【高効率型モーターへの更新】

- ◆ 施設管理の省力化

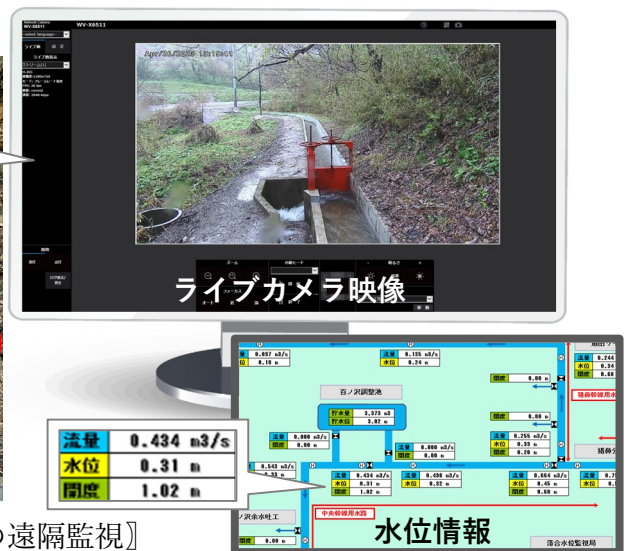


【監視装置や水位計の設置】

- ◆ 事業実施事例【施設管理の省エネ化】



【水位測定装置・カメラの設置による水位の遠隔監視】



適正化事業について、お気軽にご相談ください。

【 管理指導課：TEL 019-631-3202 】